

令和4年度第4回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日 時：令和5年2月16日（木）10時40分

場 所：ときわ会館5階 大ホール502

1 開 会	本田会長職務代理者より開会宣言。
2 会 長 挨 拶	西形会長挨拶。 (さいたま市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となる。)
3 総会成立の報告	議長が、農業委員21名中、関口正夫委員、小山吉男委員が所用により欠席、本日の出席委員は19名、本定期総会は有効に成立している旨を報告。
4 議事録署名委員の指名	議長が、議席番号20番 中山幸光委員、議席番号21番 小林勝一委員を議事録署名委員に指名。
5 議 事	議案第11号 さいたま市農地法関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について、 議案第12号 さいたま市農地等転用関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について、 議案第13号 さいたま市農地改良等の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より説明。 (議案第11号に対する質疑応答) (小林委員) 農地法第3条の規定による許可申請書(別添)の「(2)大農機具又は家畜」について、耕耘機と耕運機の違いは何か。 (事務局) 相違点については詳細を把握していないが、それぞれ別物と認識していたことから、2つを記載する案とした。 (小林委員) 2つとも同じものである場合、どちらか一つにするなど、申請書を書く人が戸惑うことのないようにしていただきたい。 (高松委員) インターネットで調べたウィキペディアレベルの知識ではあるが、耕耘機と耕運機は実質同じではないか。使い分けがあるのであれば知りたい。 (事務局) 耕耘機は管理機というもののようであり、耕運機と別物ではあるようだが同じ意味合いで使っている方もいるかもしれない。こちらの表現については、再度精査をしたうえで事務局に一任させていただくようなかたちでもよろしいか。 (農業委員総員賛成) (小泉委員) 昔、テイラーという後ろにリヤカーをひいて運ぶ機械があった。テイラーにはロータリーがついており、そのロータリーは脱着ができるため、運ぶこともできるし、耕うんもできる。一方で、管理機はロータリーがついたままで取り外すことはできない。このような違いが多少あるのではないかと思う。最近ではリヤカーをつけてトレーラーを引っ張る人はほとんどおらず、ロータリーをつけたまま

<p>6 そ の 他 (事務局)</p> <p>7 閉 会</p>	<p>が主流と思われる。</p> <p>(議案第 1 1 号に対する採決) 議案第 1 1 号 さいたま市農地法関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。</p> <p>(議案第 1 2 号に対する質疑応答) なし</p> <p>(議案第 1 2 号に対する採決) 議案第 1 2 号 さいたま市農地等転用関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。</p> <p>(議案第 1 3 号に対する質疑応答) なし</p> <p>(議案第 1 3 号に対する採決) 議案第 1 3 号 さいたま市農地改良等の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。</p> <p>なし</p> <p>石川会長職務代理者より閉会を宣言。</p>
---------------------------------------	---